○農林水産省告示第二千三百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市百次町字六反四〇五の五、四〇五の六、四〇七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手字菊地田六四〇一の二、六四〇三の四、六四六七の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩川内市祁答院町上手字前迫三五四一の二、三五四一の三、三五四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県藤岡市坂原字梁瀬一四九二の一〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡嬬恋村大字田代字田代尻一〇四九の七、一〇四九の九（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百十八号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四〇二、一〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三六〇、八〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一〇八、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、九一、九〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一〇、五〇〇円

○国土交通省告示第千百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年十月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1169	特別な塗膜又はめっき処理を講じた鋼材を用い外壁及び床下の防水・防湿対策を高めた方法に応じて評価する方法	3－1　劣化対策等級（構造躯体等）	大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成24年10月4日

○国土交通省告示第千百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下尾野内

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

新潟県柏崎市西山町尾野内字小入

二六八番一及び二六八番二

二六九番一及び二六九番二

二七〇番から二七二番まで

二七三番一及び二七三番二

二七四番及び二七四番子

二七五番一及び二七五番二

二七六番一から二七六番三まで

二七七番から二八四番まで

二八五番一及び二八五番二

二八六番から二九九番まで

三〇〇番一及び三〇〇番二

三〇一番及び三〇一番一

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

三〇一番及び三〇一番一

三〇二番一から三〇二番四まで

三〇三番一から三〇三番七まで

三〇四番一から三〇四番三まで

三〇五番一から三〇五番五まで

三〇六番一及び三〇六番二

三〇七番一及び三〇七番二

三〇八番一及び三〇八番二

三〇九番一から三〇九番三まで

三一〇番一

三一三番一から三一三番三まで

三一四番

三一五番一から三一五番五まで

三一六番

三一七番一から三一七番三まで

三一八番一から三一八番三まで

三一九番から三二六番まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

沢内川

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十五年建設省告示第千三十四号で指定した同号八五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域